

アルゼンチンにおけるLGBTの権利運動

渡部 奈々

The LGBT Rights Movement in Argentina

WATABE Nana

In Argentina the first pride parade took place in July, 1992 and three hundred people paraded down the streets of Buenos Aires to validate the existence of gay and lesbian. Today more than 200 thousand people participate in pride parades shouting the annual slogans. Pride parades are a venue for participants to challenge the everyday cultural stigma of being sexual minority and to claim equal rights such as same-sex marriage. This article analyzes the Argentine LGBT rights movement focusing the annual pride slogans which show us what the LGBT community claimed.

はじめに

近年、国際社会では性的指向・性自認（SOGI : Sexual Orientation, Gender Identity）にもとづく差別を禁じ、性的マイノリティに尊厳と平等な権利を保障する動きがみられる。2020年のLGBTフレンドリーな国ランキング調査¹によると、アルゼンチンはカナダ、マルタ、スウェーデン、オーストリアに続いて世界5位であった。これは、差別禁止法の制定や同性婚、同性カップルによる養子縁組、トランスジェンダーの権利など、LGBT²の権利が保障されている国ほど順位が高くなっている。アルゼンチンでは1990年代以降、性的マイノリティの権利が拡大し、2010年にラテンアメリカで初めて同性婚が合法化され、2012年にはジェンダー・アイデンティティ法（後述）が成立している。

1 *Spartacus International Gay Guide*が毎年発表しているThe Gay Travel Indexによるもの。

<https://spartacus.gayguide.travel/blog/spartacus-gay-travel-index/> 2021年7月13日閲覧

本稿では、LGBTの権利に関して先駆的存在といえるアルゼンチンに焦点を当て、性的マイノリティの権利要求がどのような変遷をたどってきたのか、プライドパレードの各年テーマから考察する。1992年から今日まで続く首都ブエノスアイレスのプライドパレードはLGBTの権利要求の場となっており、これまで様々な要求が掲げられてきた。

本稿の構成として、はじめにアルゼンチンにおけるLGBT運動の歴史的経緯を概観し、その後プライドパレードの各年テーマを取り上げながら、それらのテーマが表す権利要求がどのように獲得された（またはその途上にある）のかを検討する。

1. LGBT運動の歴史的経緯

(1) 独立から1930年代まで

アルゼンチンは1816年にスペインからの独立を果たしたが、その後もしばらく国内の混乱が続き、国家として機能するようになったのは1860年代に入ってからであった。1880年代には国内のインフラ整備が進み、小麦や牛肉の生産量が飛躍的に増加した。さらに鉄道的发展によって、国内における農牧産品の大量輸送が可能となり、郊外の生産地からブエノスアイレスに運ばれた品物は次々とヨーロッパに輸出された。急速な経済成長によって国内の労働力不足が深刻化したアルゼンチンは、国外、特にヨーロッパからの移民に活路を見出そうとしていた。しかし、カナダやブラジル、オーストラリアなども積極的に移民を受け入れていたため、アルゼンチンはこれらの国々と移民を取り合うこととなった。1886年に公布されたアルゼンチン初の刑法では「成人間における合意の上で」という条件つきで、同性愛行為を禁止するソドミー法³が消滅した

2 LGBTとはレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル（両性愛）、トランスジェンダー（性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）の英語の頭文字を組み合わせた表現であり、そこにクエスチョニング（自分のSOGIを定義できない状態）やクィア（性的マイノリティの自称・総称）を加えてLGBTQと表記することも多い。しかしセクシュアリティの多様性はこれにとどまるものではなく、インターセックス（生来、両性の、あるいはどちらかに判別しにくい身体的特徴を持つ人）のI、アセクシュアル（誰に対しても恋愛感情を持たない人）のA、トランスセクシュアル（性別違和があり、性別適合手術を望む、あるいは受けた人）のT、トランスベスタイト（異性装など異性の性表現を行う人）のTなどがあり、それらの英語の頭文字をLGBTに加えることもある [畑2021: 105]。

が、これは移民をめぐる競争が過熱する中、「自由で暮らしやすい国」をアピールすることでヨーロッパからの移民を呼び込もうという意図があったことだった。しかしソドミー法が廃止されてもなお、男性同士が腕を組んで通りを歩くなどの行為は公然わいせつとして処罰の対象とされ、同性愛は忌まわしいものとして嫌悪された。

1871年ブエノスアイレスで黄熱病が流行し、1万3千人以上の死者を出した。移民を誘致するためにも、公衆衛生の充実が喫緊の課題とされ、病原菌を持ち込むかもしれないという懸念から入国したすべての移民が監視の対象となった。1873年にブエノスアイレス大学医学部で養成された衛生学の専門家たちは、都市貧困層の健康問題を扱うだけでなく、労働現場、住居、娯楽施設等での観察を通じて、衛生工学、労働法、社会保障システムの組織化について提言し、さらには飲酒や娯楽といった労働者の日常生活の細部にまで介入するようになった〔林2006：124〕。この行き過ぎた公衆衛生管理によって売春婦や同性愛者などが次々と警察に摘発され、不道徳的な性行為が病気の罹患と感染拡大の直接原因であるとして、同性愛者に対する抑圧が強まっていった。

1870年代以降の移民流入により外国人の数は急増し、1879年にはブエノスアイレス市民の約半数が「外国人（移民）」であった。彼らの住まいは富裕層がかつて暮らしていた広大な館を区切ってつくられた共同住宅（コンベンティージョ）であったが、30部屋ある館に270人が住み着くなどその居住状態は劣悪だった〔松下2002：185〕。また、移民たちは同郷でコミュニティを形成することが多く、港湾業が盛んであったボカ地区にはジェノバ出身者が多く暮らしていた。このボカ地区では1890年代頃から貧しい移民たちの中でタンゴが流行し、男性専用のタンゴ喫茶がいくつも存在していたという。そこでは皆、男性同士でタンゴを踊っていたが、それは相手となる女性がいなかった（1895年ブエノスアイレス市に住む移民の3分の2が男性）という理由だけではなかった。当時のブエノスアイレスには男色文化があり、公衆衛生学者や市当局から問題視されていたのである。犯罪学者のエウセビオ・ゴメスはその著書の中でブエノスアイレスに暮らす同性愛者の存在を指摘し、彼らが売春業界を生み出すほど

3 ソドミーとは主に男性同性間の性行為を表す語であり、旧約聖書のソドムの町の物語にちなむ。語源との関係からキリスト教の影響の強い国、またその植民地だった国で使用され、ソドミーの語がさす行為を犯罪とし、それを禁止する法律が一般的にソドミー法と呼ばれてきた。

に大きな集団となっていることに驚きを隠さなかった [Bazán 2016 : 174]。

1930年代に入ると、多くの国内移民がアルゼンチン内陸部から職を求めてブエノスアイレスに流入し、首都の人口は20年余りで1,500万人から3,500万人(1935年)へと急増した。市の郊外にビジャ・ミセリアと呼ばれるスラム地区が形成されたのもこの時期である。当時ブエノスアイレスでは売春業が盛んであった。多くの売春宿には外国人女性がいたが、彼女たちは海外から半ば拉致されて売春を強要されていたのである。この事実はかつてアルゼンチンに移民を送り出していたヨーロッパの国々を驚愕とさせ、アルゼンチンは国際社会からの厳しい批判にさらされることとなった。政府はこれに対して、社会予防法(1936年)を施行して、すべての売春宿の閉鎖に踏み切った。この政策は国際社会の批判をかわすためだけでなく、アルゼンチン社会から男娼を撲滅する狙いがあったといわれている。不況で仕事を失った男性が食いつなぐために売春をしているとみた為政者たちは、売春宿を閉鎖することで男娼(と同性愛行為)をなくそうとしたのである。また同時期にブエノスアイレス市では警察法規が導入され、同性愛者に対する警察の組織的な抑圧や嫌がらせが正当化されるようになった [Encarnación 2016 : 82-83]。警察法規とは、アルゼンチンの各州や市で存在していた独自の法規であるが、その多くが移民の流入が本格化した19世紀末に導入されたものである。当初は、社会風紀を乱すとされた浮浪者や物乞い、売春の客引きなどの取り締まりを目的としていたが、次第と同性愛者逮捕に利用されるようになっていった。

(2) 1940年代から60年代まで

1944年、国内における実質的な権力を握ったファン・ドミンゴ・ペロンは1936年以降禁止となっていた売春宿を軍の駐屯地で再開させた。彼は、軍隊で同性愛者が増えている原因は(売春宿が閉鎖されているため)女性と性的関係を持つことが難しくなっている現状にあるとして、売春宿を再開すれば男性同士で性行為をする必要はなくなり、同性愛も消滅するだろうと主張したのである。しかし、売春宿の再開にはカトリック教会からの大反発が予想された。そこで政府は「1936年に売春宿を閉鎖して以来、非合法的な売春が増えるとともに性病の感染が爆発的に増加している。性病の根絶は、国家の管理下で売春宿を合法化することにより可能となる。売春宿の再開というのはモラルの問題ではなく、アルゼンチンの公衆衛生上の問題である」ともっともらしい理由をつけて教会の説得に当たった。さらに「売春宿は伝統的な異性愛を促進することで

(同性愛者を減らし)、結婚や家族といった社会制度を強化する」と主張して、カトリック教会の許可を得ることに成功したのである。

1946年に大統領に就任したペロンはカトリック教会との良好な関係を維持すべく、学校での宗教教育など教会寄りの政策を打ち出し、1949年には法令2H・2Fと呼ばれる刑法を制定した。これは、公共の場で性行為の勧誘をした者、または性行為を行った者は30日間の拘留に処せられるというもので、特に同性愛者をターゲットにしていた。また法令2Fは公の場で異性装をした者の逮捕拘留を定めていた。その他にも、同性愛者の軍隊へ入隊が禁じられ、ブエノスアイレス州では選挙権がはく奪されるなど、生活の様々な場において同性愛者に対する抑圧が強まっていた。さらに1954年12月30日には、ブエノスアイレス市内で400名以上の同性愛者が警察に一斉逮捕されるという事件が起きるなど、同性愛者にとっての冬の時代が続いた。

その後1960年代に入ると、事態は好転するどころかますます酷くなり、政府が国民にモラルを強要し、市民生活を監視する時代となった。特に1966年に誕生したオンガニア軍政は、共産主義の脅威からアルゼンチンの西洋的・キリスト教的文明を固守しなければならないと主張して、自由な文化・芸術活動が禁じられた。書籍や雑誌、新聞等の出版物、映画、演劇、音楽、絵画、芸術、ラジオ、テレビ番組にいたるまでありとあらゆるものが検閲され、ホテルの客室には家宅捜査が入り、ダンスホールにいた若者は連行され、ビーチでは監視員が公序良俗に反する市民はいないか目を光らせていたのである。その中でも厳しい取り締まりと暴力の対象となったのが売春婦や同性愛者であった[Recalde 2019: 148-149]。

そのような厳しい時代のさなか、ブエノスアイレス市郊外の町で誕生したのがラテンアメリカ初のゲイ組織Nuestro Mundo（我らの世界、1967年）である。代表のアナビタルテは同性愛者であることを理由に勤めていた郵便局を解雇され、同性愛者の権利運動に従事するようになった⁴。Nuestro Mundoはタイプライターとガリ版を使って3冊の冊子を発行したが、彼らは同性愛を世に広めようというのではなく、同性愛の実状を歪曲することなく世に伝えようと

4 アナビタルテは1967年にモスクワで開催されたソビエト革命50周年記念大会に共産黨員として派遣され、そこで性科学者に同性愛について質問をしたが「ソ連には同性愛者は存在しない。女性と結婚すれば同性愛は治る」と言われて失望したという逸話が残っている [Bazán 2016: 336]。

していた。冊子にはブエノスアイレス大学で開催された第1回集会についての報告、西ドイツで行われている抗男性ホルモン物質の実験（性的欲求をコントロールする薬の製造に向けた実験）に関する記事、性転換に関する米国のニューヨーク・タイムズの記事などが収められている。メンバーたちは、当時多くの人が信じていたように、自分の性的指向は何か精神的な病気からきているのではないかと考え、その解決策を見出そうとしていた。しかし彼らの第一の目的は、オンガニア軍政による同性愛者への抑圧——特に路上や公衆トイレ、公園での警察による嫌がらせ——を止めさせることであった。Nuestro Mundoの活動は「警察による恣意的な暴力を受けない」というすべての人に保障されるべき基本的人権を訴えるものであり、同性愛者としての特別な権利を要求するものではなかった。

(3) 1970年代から軍政期まで

1971年、売春宿やいかがわしい映画館が立ち並ぶブエノスアイレスのオンセ地区でEl Frente de Liberación Homosexual (FLH、同性愛解放戦線)は誕生した⁵。活動開始直後からFLHは、米国のブラックパンサー党(LGBT組織と連帯していた)や女性の権利擁護団体など世界の権利運動に注目していたが、彼らに最も衝撃を与えたのはニューヨークで起きたストーンウォールの反乱⁶であった。FLHはその声明の中で「同性愛者たちは社会的・文化的・道徳的・法的抑圧を受けている。この抑圧は、セックスの唯一の目的を生殖とする社会構造が原因である。男が権威者としての役割を担い、女性や同性愛者は劣った者として抑圧されている。我々が受けている抑圧に対する闘いは、社会的・政治的・文化的・経済的抑圧に対するすべての闘いと切り離すことはできないものである。今日の社会システム——同性愛者を抑圧するものである——から抑圧され搾取されているすべての人は、解放を求める闘いにおいて我々と連帯す

5 FLHはアナピタルテが取りまとめる労働者、組合員を中心としたNuestro Mundoに学生や知識人をはじめとする次のグループ——学問従事者たちのグループGrupo Profesionales、俳優やアナキストたちのグループBandera Negra、女性グループSafo、クリスチアンの極小グループEmanuel——が統合したものである [Bazán 2016 : 341]。FLHの最も有名な人物は、詩人であり社会学者のNéstor Perlongherである。

6 1969年6月28日、ニューヨークのゲイバー「ストーンウォール・イン」が警察による踏み込み捜査を受けた際、居合わせた同性愛者らが初めて警官に真っ向から立ち向かって暴動となった事件。

ることが可能である」と述べたが、マチスモ⁷が浸透するアルゼンチン社会で彼らの呼びかけに応答する者はこの時代にはいなかった [Bazán 2016 : 342]。

そのような中、FLHに接近してきたのがペロニスタ左派⁸であった。もともと反帝国主義とキューバ革命に共鳴していたFLHは、グループ内で意見の対立はあったもののペロニスタ左派との同盟を決断し、ペロンのアルゼンチン帰還とその後実現する自由な社会を夢見たのであった。そして1973年5月に行われたカンボラの大統領就任式には、100名ほどのFLHメンバーが「愛と平等がこの国を支配する」と書かれた巨大な横断幕を掲げて、ペロニスタ左派の応援をした。カンボラが大統領になると事態は好転し、同性愛者に対する抑圧は緩和され、FLHはより自由な活動が可能となった。彼らはブエノスアイレス市内のすべての警察署に手紙を出して同性愛者に対する抑圧を止めるよう求めたり、冊子*Homosexuales*『同性愛者』を発行した。この冊子は国会の様々な陣営に配布され、ブエノスアイレス市の中心部のキオスクにも置かれるなど、同性愛者にとっての春が到来したかにみえた。しかし、ペロンがアルゼンチンに帰国した日を境に状況は一変したのである。

カンボラ政権は外資系銀行の国有化など左派的政策を進めたが、ペロニスタ右派からの反発は強く、党内における両派の抗争は激化していた。そして1973年6月20日、ブエノスアイレスのエセイサ空港に降り立ったペロンの前で、ペロニスタ左派の根絶を謀った右派による襲撃事件が起こり、300名を超えるペロニスタ左派が犠牲となったのである。これ以降、ペロニスタ右派は左派を「同性愛者で麻薬中毒」と嘲笑するようになり、右派を敵に回すことを恐れたペロンは党内から左派を追放し [Burdick 1995 : 192-196]、アルゼンチン社会では再びホモフォビアが強まっていった。1975年に発行されたペロニスタ右派の雑誌*El Caudillo*『カウディージョ』は「同性愛者をやっつけろ」という記事を掲載して、市民自警団の結成を推奨しながら「女のような服装、女のような話し方をする奴らを捕まえて、髪の毛を切って丸坊主にして木に縛りつけろ」と同性愛者狩りを扇動した [Bazán 2016 : 365]。1974年ペロンの死後、アル

7 マチスモ (machismo) とは男性優位主義思想を意味する言葉であり、スペイン語の「男らしい男」を表すmachoからきている。

8 1955年のクーデターにより失脚したペロンはスペインへ亡命したが、彼の政治的理念(ペロニズム)はアルゼンチン社会でその影響力を拡大し、「ペロンなきペロニズム」と呼ばれるマルクス主義的ペロニズムが発展した [松下2004 : 175]。このマルクス主義的ペロニズムを信奉する人々はペロニスタ左派と呼ばれた [渡部2017 : 76-77]。

ゼンチンは暴力と混乱の時代へと突入し、FLHは活動停止を余儀なくされて1976年に解散した。

(4) 1980年代とカルロス・ハウレギ

カルロス・ハウレギ (Carlos Jáuregui, 1957–96年) はアルゼンチンで最も著名なLGBT活動家であり、彼の命日である8月20日は現在「性的多様性の日」として定められている。彼が活動に献身するきっかけとなったのは、1981年に留学中のパリでプライドパレードを見たことであった。同性愛者たちが社会で何の制約も受けず自由に自らの権利を要求する姿に感銘を受けたハウレギは、アルゼンチンにも自由で平等な社会が実現されるべきであると考え、精力的な活動を展開した。

1983年にアルゼンチンが民政移管すると、ブエノスアイレスには多くのゲイバーやディスコが開店し、同性愛者たちは自由を謳歌できるようになった。しかし、大統領となったアルフォンシンは「警察法規による刑罰の廃止」という公約を果たすことなく、警察による手入れや同性愛者の不当逮捕、暴行、差別は続いた⁹。同性愛者たちは路上では法令2Hをもって逮捕され、ディスコなどの屋内では酩酊や騒ぎを理由に拘留された。そして拘置所では尋問と称して同性愛者であることを罵られ、当事者が同性愛者で身元調査のために拘留されていることを、彼らが同性愛者であることを知らない家族や職場に知らせるといった嫌がらせ (故意のアウティング) が頻繁に行われていた。

1984年、警察の手入れによりゲイバーにいた200名が一斉に逮捕されるという事件が起きた。これに憤慨した活動家150名はComunidad Homosexual Argentina (CHA、アルゼンチン同性愛コミュニティ) を結成、ハウレギがその代表となった。CHAはその後1990年代初頭までアルゼンチンのLGBT運動をけん引する存在となり、現在も活動を続けている。この事件の後、雑誌*Siete Días* 『セブン・デイズ』に「アルゼンチンにおいて同性愛者であることのリスク」という特集が組まれ、その表紙にはハウレギと彼の同性パートナーが抱き合う写真が掲載されて世間に衝撃を与えた。また、CHAは全国紙*Clarín* 『クラリン』に「差別と抑圧のあるところに民主主義はない」と題した文章を掲載し、警察の恣意的な逮捕や手入れを止めるよう求めた。そして、「個人のセク

9 実際に1983年12月20日からわずか3か月の間に21,343名のLGBTが警察に逮捕された [Jáuregui 1987 : 187]。

シユアリティを表現する自由は人権である」というモットーを掲げて人権組織と協働した [Brown 2010 : 90]。

アルゼンチンで初のエイズ感染者が確認されたのは1982年であった。1985年にはこの病が世間でも広く知られるようになったが、「エイズはゲイの病気」「神の命令に背いた罰」といった歪曲された情報が飛び交い¹⁰、HIV感染者に対する差別と偏見は大都市のみならず辺鄙な地方の村にまで広がっていた。パタゴニアの雑誌 *Cono Sur* 『コノスール』は「同性愛という性的指向はオプションではなく逸脱である。エイズを根絶するためには同性愛者たちにその異常な性行為を止めるよう説得するしかない。同性愛者は人類を危険にさらしている」という記事を掲載してエイズへの恐怖と同性愛者に対する憎悪を煽った [Bazán 2016 : 409]。このように、エイズ患者は得体のしれない病気に対する恐怖だけでなく、様々な差別と排除——病院で治療を断られる、仕事を解雇される、家族から絶縁される等々——に苦しんでいた。しかし政府は何らかのエイズ対策を講じるわけでもなく、感染者を支援するわけでもなかった¹¹。そのような中、CHAは1988年パンアメリカン保健機関の支援を受けてストップ・エイズ・キャンペーンを開始し、エイズ予防と患者の支援を行ったのである。1991年にCHAはいくつかのグループに分裂した。その一つがGays y Lesbianas por los Derechos Civiles (Gays DC、市民権のためのゲイとレズビアン) であり、ハウレギが代表を務めて、性的マイノリティやエイズ患者の法的支援を中心とした活動を行った。

2. プライドパレード

1992年7月2日、アルゼンチン初のプライドパレードがブエノスアイレス市で開催された。パレードの開催にはいくつかの同性愛者組織がかかわったが、

10 1982年から87年までは男性間の性行為による感染が全体の75%を占め、1990年以降は薬物使用（注射針の共有）による感染が主となり、1996年には異性間の感染が同性間を上回った [Pecheny 2011 : 255]。

11 1990年、国内外の圧力によりアルゼンチン議会は対エイズ法案を可決し、翌年に施行された。しかし保健省は消極的であり、エイズ予防には「性行為の自粛または特定の相手とだけ行うように」と提唱するのみで、最も効果的な予防法であるコンドームの使用や薬物使用における注射針の交換をアドバイスすることもなかった [Pecheny 2011 : 265-267]。コンドームに関しては婚外の性行為や避妊に反対するカトリック教会からの強い圧力があつた。

その中心となったのがハウレギであった¹²。以下、性的マイノリティの権利要求における変遷をプライドパレードの各年テーマから分析する。パレードで掲げられるテーマは、彼／彼女らが何を求めているかを端的に表しており、一つのテーマが言葉やニュアンスを変えながら数年にわたって継続されることが多い。ここでは数年ごとにテーマをまとめ、そのテーマが表す権利要求がどのように獲得された（またはその途上にある）のかを検討する。節のタイトルは各時期のテーマとその具体的実現（法整備等）を表している。なお、各年テーマは原語であるスペイン語と日本語訳を付す。

(1) パレードすること→集団的カミングアウト

1992年 Libertad, Igualdad, Diversidad（自由、平等、多様性）

1993年 Iguales y Libres en la Diversidad（多様性にある平等と自由）

1994年 Visibles para ser Libres e Iguales（自由そして平等であるために可視化すること）

1992年からの3年間はプライドパレードの萌芽期ともいえる。これまで隠れて生きてきた性的マイノリティの当事者たちが自らの性的指向やジェンダー・アイデンティティ（性自認）を公にする、いわば集団的カミングアウトの第一歩となった。ハウレギは常々、同性愛者が自分の素性を明かすことこそ最も効果的なポリティックスだと明言してきたが、プライドパレードは彼が意図したように、同性愛者たちが公的空間を占拠しながら「同性愛者＝恥」という既存の価値観にNOを訴える場となり、同性愛者組織が連帯して政治的要求を行う機会ともなった [Bellucci 2010]。第1回パレードは1969年6月28日にニューヨークで起きたストーンウォールの反乱を記念して開催され、300名ほどの参加者が集った。パレードに参加することによって周囲から白い目で見られたり、職場から解雇されることを恐れた彼／彼女らは、ポスターや旗、仮面で顔を隠しながらブエノスアイレスの街を練り歩いた。

12 第1回パレードには、Gays DCの他に la Convocatoria Lesbiana, el Grupo de Investigación en Sexualidad e Investigación Social (ISIS), la Iglesia de la Comunidad Metropolitana (ICM), la Sociedad de Integración Gay Lésbica Argentina (SIGLA), Transexuales por el Derecho a la Vida y a la Identidad (Transdevi) が参加した [Verdile 2017]。

先述したように1980年代後半以降、エイズの流行とともに同性愛者への差別が強まった。「エイズはモラルの病」という認識がカトリック教会によって広まり「同性愛とドラッグがなければエイズは90%以上減少する」という根拠のない情報がまことしやかに流れていた。このホモフォビアの先鋒となったのがカトリック教会の重鎮クアラチーノ枢機卿である。彼は度々、テレビやラジオ番組で同性愛者に対する差別的な発言を繰り返し、ハウレギは新聞や雑誌上でそれに激しく反論していた¹³。彼らの論争が熾烈を極めた1993年、Gays DCはついにクアラチーノを告訴した。「同性愛者たちが住めるようなゲットーを作って、彼らはそこで自由に暮らしたらどうか」というクアラチーノの発言が差別禁止法（1988年制定）に違反しているという訴えであった。全国からハウレギを支持する人々が集まり、1993年8月に発行された雑誌*La Muga*『ラ・マガ』には「クアラチーノ枢機卿の発言はゲイやレズビアンを排除するアバルトヘイトを推奨しており、民主主義の精神を損なうものである」という声明と、それに賛同する著名人らの名前が記されて大きな反響を呼んだ¹⁴。その結果、クアラチーノはテレビ番組の中で公に謝罪することを余儀なくされたのであった[Bazán 2016 : 418-420]。

(2) 警察の暴力にNO→性的指向にもとづく差別禁止法、警察法規廃止

1995年 *Vigilemos a la Policía*（警察に用心しよう）

1996年 *La discriminación nos condena. La policía nos mata. Seguimos de pie*
（差別が我々を罪に定める。警察は我々を殺す。立ち上がり続けよう）

1997年 *Celebramos la Vida con Orgullo, Repudiamos la Discriminación y la Violencia*（プライドを持って生命を祝おう。差別と暴力に決別しよう）

この時期、プライドパレードはアルゼンチン社会に徐々にではあるが定着し、人々からも認知されるようになっていった。それまで6月下旬から7月に開催

13 一例として1992年6月、「私は同性愛が罪だと言っているのではなく、自然からの逸脱だと言っているのだ」というクアラチーノの発言に対して、ハウレギは「自然は自然であり、そこに逸脱などない。多様性によって世界は豊かになり、様々な種の存在によって強くなる。強要された画一性は我々を脆弱にするだけだ」と反論した[Bazán 2016 : 418]。

14 署名をした著名人には、作家のエルネスト・サバトやクアラチーノの弟で左派政治家のドミンゴ・クアラチーノもいた。

されてきたパレードは、1997年を境に11月に開催されるようになった。これは1967年11月1日に設立したアルゼンチン初の同性愛組織Nuestro Mundoを記念してのことである。

民政移管から10年以上が過ぎても、アルゼンチンの各地で警察法規による同性愛者への抑圧が横行していた。1988年には国内で差別禁止法が制定されたものの、そこに「性的指向」や「ジェンダー・アイデンティティ（性自認）」にもとづく差別の禁止は明記されていなかった。また、1995年にはInstituto Nacional contra la Discriminación, La Xenofobia y el Racismo (INADI、差別とゼノフォビアと人種差別に対する国家機関)が創設され、人々の間で差別に対する意識が高まっていた¹⁵。

1994年に自治市となったブエノスアイレス市は、独自の議会をもち法令を制定することが可能になった。そこでLGBTの権利を拡大しようと市議会議員選挙に出馬したハウレギは落選こそしたものの、ゲイであることを公表した初の候補者として社会の注目を集めることに成功した。そして1996年、「性的指向」にもとづく差別の禁止がブエノスアイレス自治市の法令に定められた。LGBT活動家たちが人権団体、女性団体、急進的ジャーナリストたちと協働して行ったキャンペーンが、この法令制定に大きく寄与したといえる。

性的指向にもとづく差別禁止の法制化は、これまで同性愛者の逮捕を可能としてきた警察法規との矛盾を生み出すこととなり、ブエノスアイレス市議会は1930年代から維持されてきた警察法規の廃止を決定した。そして1998年3月4日、50年以上も同性愛者を抑圧してきた警察法規が廃止されたのである。

(3) 同性婚と政治的抑圧禁止を求めて→同性婚合法化、全州の警察法規廃止

2005年 Queremos los mismos derechos (我々は同じ権利を欲する)

2006年 Somos todos y todas maravillosamente diferentes (我々は皆、素晴らしく違う)

2007年 Nuestro festejo es reclamo: Igualdad. Libertad. Diversidad (我々の祭りは異議申し立て。平等、自由、多様性)

15 INADI創設のきっかけはユダヤ人を狙った自爆テロ事件である。1994年7月18日ブエノスアイレスにあるアルゼンチン・イスラエル相互協会が爆破され、死者85名、負傷者200名を出して社会を震撼させた。アルゼンチンには現在約23万のユダヤ人が暮らしており、国内のユダヤ人人口は世界6位となっている。

2008年 Voten nuestras leyes（我々の法律を投票で決めよう）

2009年 Libertad e Igualdad de Derechos. No a los Códigos de Faltas Provinciales（自由と権利の平等を。州の軽犯罪法令にNOを）

エイズが流行した1980年代末から同性愛者たちの間では、同性シビルユニオンの必要性が広く認識されるようになった¹⁶。1990年代スペインのいくつかの自治州でシビルユニオンが、そして1999年にはフランスでPACS（連帯市民協約）が成立したことに触発され、ブエノスアイレス市で運動が活発化した結果、2002年3月にシビルユニオン法が成立した。その後、ブエノスアイレス市に倣って他州（リオ・ネグロ州、サンタ・フェ州、エントレ・リオス州、コルドバ州）でもシビルユニオン法制定を目指す動きがあったが大半は失敗に終わった[Díez 2015: 123]。

2005年にスペインで同性婚が合法化されると、それまでシビルユニオン法を全国に拡大しようとしていた活動家たちは、アルゼンチンでも同性婚は可能だと考えるようになった。そのことがこの時期のプライドパレードのテーマにも現れている。例えば2005年の「我々は同じ権利を欲する」というテーマは、異性間でのみ認められている婚姻という制度を同性間においても認めるよう求めたものであった。そして同性婚以外のどのような形態（シビルユニオン）であっても、それは二級市民の権利であり、婚姻のみが完全な平等であると市民社会に訴えた。2008年になるとシビルユニオン法にかかわった多くの弁護士や法の専門家、活動家らが運動に参加し、著名人や俳優などが同性婚を求めて訴訟を起こした。これは、同性カップルが結婚証明書を役所に申請することから始まる。結婚証明書の発行を役所が拒否すれば、当該のカップルが裁判所に訴訟を起こすのである。同様の訴訟が国中で多数起これば、国として対応せざるを得なくなるという戦略であった。2009年末には訴訟の数は60を超えて、この問題が世間に周知されるようになると、活動家たちはテレビや新聞のインタビューで精力的に意見を発信した。

2010年、上院での採決を前に同性婚合法化キャンペーンが展開された。俳優やミュージシャンなど多くの有名人が合法化支持を訴えるビデオクリップを作

16 家族ではないという理由から、パートナーが入院しても付き添うことが許されず、パートナーが死亡した際にも共同財産を相続できない等の問題が頻繁に起こっていたことによる。

成してFacebookで流したところ、フォロアー数は27万に達した。これに対して反対派も激しく応戦し、国民の大多数が反対していると主張して同性婚合法化を直接国民投票で決めるよう求めた。反対運動の中心的アクターであったカトリック教会のベルゴリオ枢機卿（現ローマ教皇フランシスコ）は、カルメル派修道女たちにあてて自ら書いた手紙がリークされ、メディアで広く取り上げられた。手紙の中で彼は同性婚を「悪魔の産物」とであると激しい言葉で非難して、囂らずも国民からの支持を失うこととなった。ベルゴリオはさらに国中の司祭に対して、上院採決前の日曜ミサで同性婚反対宣言を読み上げるよう命じたが、教会のこのような姿勢は一部の市民たちに、軍政時代のカトリック教会をほうふつとさせ¹⁷、同性婚反対運動はまたしても逆効果となった。上院での採決の日が近づくにつれて両サイドのロビー活動は激しくなり、司教から合法化を阻止するようにとの脅迫めいた電話を受けた議員もいたが、2010年7月15日、14時間に及ぶ議論の末、30対27で同性婚合法化法案が上院を通過したのである¹⁸。

ブエノスアイレス市で1998年に警察法規が廃止されたのは先述の通りであるが、21世紀に入ってもなお全国23州のうち10州において性的マイノリティの逮捕を可能とする警察法規が存在していた。2008年CHAとAsociación por los Derechos Civiles（市民権連合）、新しく設立されたFederación Argentina LGBT（FALGBT、アルゼンチンLGBT連盟）が法務大臣に働きかけ、警察法規廃止キャンペーンを開始した。これを受けた大臣が、米州人権裁判所の決定に準じて警察法規を廃止するよう残り9州に強く促した結果、2012年のフォルモサ州を最後に全州で撤廃された。

(4) ジェンダー・アイデンティティ法を求めて→同法成立

2010年 Vamos por más, Ley de Identidad de género Ya!（さらに前進しよう、ジェンダー・アイデンティティ法今すぐ!）

-
- 17 カトリック教会はプロセソ軍政（1976-83年）と癒着し、国家テロとも呼ばれる大規模な人権侵害（死者3万人といわれる）も黙認していたことから、多くの信徒が教会を離れた。
 - 18 キルチネル前大統領（任期2003-2007年）と妻のフェルナンデス大統領（任期2007-2015）は同性婚を支持しており、合法化にいたるプロセスにおいて重要なアクターとなった。日本語では「同性婚」という言葉を使用しているが、原語ではLa ley de matrimonio igualitario（平等婚法）である。

2011年 ¡Ley de Identidad de género ya! (ジェンダー・アイデンティティ法
今すぐ!)

同性婚という権利を獲得したLGBT組織や当事者たちは、さらなる権利を要求した。それがトランスジェンダーの権利を保障するジェンダー・アイデンティティ法である。

1993年、トランスジェンダーの権利を擁護する団体Asociación de Travestis, Transexuales y Transgéneros de Argentina (アルゼンチン・トランスベスタイト・トランスセクシュアル・トランスジェンダー協会)が誕生した。売春を生業としている多くのトランス女性に対する日常的な暴力(殴打、虐待、拘束、拷問、殺人等)に抗議し、2012年まではトランスの逮捕を可能とする警察法規の廃止を求めて活動を展開した。また、2008年から開催されている全国大会は、国中から集まったトランスジェンダーの人々が結束を固め、人権獲得のための具体的方策を議論する場となっている。

2007年、17歳の青年が性別適合手術を受ける権利と公的書類の性別を変更する権利を求めて訴訟を起こし、最高裁でそれらの権利が認められた。このように21世紀に入ると、トランスジェンダーの権利が拡大する兆しがみられたが、彼/彼女たちは司法判断ではなく立法による権利保障を要求した。そして2012年、上院において満場一致でジェンダー・アイデンティティ法案が可決した¹⁹。この法律は、すべての国民に対して手術等の医療行為や司法判断なしに公的書類の氏名と性別を変更する権利を保障し、性別適合手術やホルモン治療などが無償で提供されることを明記した画期的なものであった。それまで何の条件もつけずに氏名や性別の変更を認める法律は世界に存在しなかったため、アルゼンチンのジェンダー・アイデンティティ法が国際社会に与えた影響は大きかった²⁰。そして、この法律が制定された翌年には6歳のMTF²¹が氏名と性別を変更して国中の話題となった。

(5) 包括的性教育の施行を求めて→継続中

2012年 Educación en la Diversidad para crecer en Igualdad (平等に成長するための多様性教育を)

2013年 Educación sexual igualitaria, libre y laica (平等で自由な世俗主義の性

19 下院では2011年に賛成167、反対17、棄権7で通過した。

教育を)

アルゼンチンでは2006年に包括的性教育法が成立し、国家の責任においてすべての児童と青少年に包括的性教育を行うことが定められた。包括的性教育とはEducación Sexual Integral (ESI) と呼ばれ、避妊やDV、性的多様性、LGBTの人権など多様なテーマを含んだ統合的教育であり、幼児教育から初等・中等・高等教育、そして教員養成にいたるすべての教育レベルで行われ、全国の公立学校、私立学校はもちろんのこと、それ以外の教育機関においても実施されるものである。

ESIは、「ジェンダーの観点を認識する」、「多様性を尊重する」、「愛情に価値を置く」、「我々の権利を行使する」、「体と健康に気を配る」という5つの軸から構成されている。ジェンダーに関しては、「女性はこうあるべき」というようなジェンダー・バイアスや、ジェンダー間における力関係（マチスモにもとづく男尊女卑）など文化や日常生活に浸透している価値観に気づくことが目的とされる。また、LGBTなどの性的多様性を「良いもの」として捉え、誰もが同じ権利を有していること（愛する人と結婚し家庭を築くこと等）を学ぶとともに、性的指向やジェンダー・アイデンティティにもとづく暴力を否定する。さらに、幼児であっても権利の主体であり、他者（家族を含む）による差別や虐待（身体的・精神的・性的）に従属しないことを学ぶ。

しかし実際には、法律が適切に施行されないまま現在に至っている。2017年に行われた調査によると、8割近くの学生がESIは十分に行われていないと回答している。その原因として、カトリック教会などの保守派による反対、親の無理解、教育者の訓練不足などが挙げられる。特に、保守的な州（サルタ州、

- 20 2014年WHOは人を機能障害にしまうおそれのある手術に反対して、手術なしで性別変更を許可するよう各国政府に呼びかけた。また2017年、欧州人権裁判所は断種を強要する手術は人権侵害であると判断し、欧州議会でも性別違和を抱える人が手術を受けなくても性別変更できる権利を認める決議をした。2021年現在、性別適合手術を受けなくても公的書類上の性別変更を認める国が増えており、ラテンアメリカではアルゼンチンの他に、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、ウルグアイで可能となっている。ちなみに日本では、医師の判断と性別適合手術が性別変更の要件とされている。
- 21 Male to Femaleを略した言葉で、生まれながらの性別は男性であるがジェンダー・アイデンティティ（性自認）が女性である人。本稿では「トランス女性」という名称も同様の意味で使用している。FTMはその逆。

トゥクマン州、フォルモサ州等)ではESIがまったく進んでおらず、カトリック系学校ではESIとして単に性器の名称や人間としてのモラルを簡単に教える程度で、ジェンダーや性的多様性に関する学習を意図的に外すところも少なくない。また、ESIの問題点として指摘されているのが、就学児をもつ親へのアプローチである。家庭内で父親が母親を殴っているのを日常的に見て育った子どもが、学校でいくらジェンダーや多様性について学んでも、家庭で培われたメンタリティーを修正するのは決して容易なことではない。つまり、子どもだけではなくその親にもESIが必要なのである。しかし保護者の中には、「学校で性的多様性なんかを教えて自分の子どもをゲイにする気か」とESIに拒否感を示す者も少なくないという²²。2018年にESIフォローアップ委員会が発足し、性的多様性やジェンダーにより焦点を当てるようになったが、その効果はまだ確認されていない。

(6) 差別禁止法を求めて→継続中

2014年 Por más igualdad real: Ley Antidiscriminatoria y Estado Laico (さらに真の平等のために。差別禁止法と世俗国家を)

2015年 Ley Antidiscriminatoria Ya! (差別禁止法今すぐ!)

21世紀に入ると、1988年に制定された差別禁止法の改正を求める声がLGBT活動家たちの間で高まった。既存の差別禁止法には「性的指向」や「ジェンダー・アイデンティティ」にもとづく差別の禁止が明記されておらず、性的マイノリティが依然として差別や暴力の対象となっていたからである。それまでLGBT組織や多くの活動家が同性婚合法化やジェンダー・アイデンティティ法などの具体的な権利運動に専念していたため、差別禁止法の改正は後回しになっていたが²³、2015年10月以降に起きた一連の事件によって法改正を求める運動が再燃した。ブエノスアイレス州のミラマルという町で未成年のゲイ男性が誘拐・拷問され、同州都のマル・デル・プラタではゲイを標的にしたネオナチによる暴行事件が頻発し、各メディアで大きく報道されたのである。これらの

22 2019年11月1日 HESIコーディネーター Matias Remolgo氏へのインタビューから。

23 差別禁止法を改正しようという動きは、キルチネル政権による差別禁止国家計画(2005年)によってさらに弱まった。国家レベルでのシビルユニオン法制定、警察の不当命令廃止、服役中の同性パートナーに面会する権利の必要性などが明記され、性的指向に基づく差別を撤廃する政府の姿勢が示されていた [Diéz 2015: 125-126]。

事件に関して、CHAは政府とブエノスアイレス州に釈明を求め、議会にも法案が何度か提出されてきたが、未だ差別禁止法の改正には至っていない。

(7) ヘイトクライム、トランス殺人にNO→継続中

2016年 ¡Basta de violencia institucional y asesinatos a personas trans! (制度的暴力とトランス殺人はもう沢山だ)

2017年 Basta de femicidios a travestis, transexuales y transgéneros. Orgullo para defender los derechos conquistados (トランスに対するフェミニサイドはもう沢山だ。勝ち取った権利を守るためのプライド)

2018年 Basta de genocidio trans/travesti. No al ajuste, la violencia y la discriminación. (トランス殺人はもう沢山だ。暴力と差別にNOを)

2019年 Por un país sin violencia institucional ni religiosa. Basta de crímenes de odio. (制度的暴力も宗教的暴力もない国家を。ヘイトクライムはもう沢山だ)

アルゼンチンでは96時間ごとにトランスジェンダー1人が殺害されているという(2019年前半期)。このような統計がとられるようになったのはごく最近のことであるが、以前からトランスジェンダーに対する暴力は問題となっており、2012年のジェンダー・アイデンティティ法成立後もその状況は大きく変わっていない。2020年の調査によると、性的指向やジェンダー・アイデンティティによるヘイトクライムと暴力の被害件数は117件であったが、その61%がトランス女性に対するものである²⁴。

2018年6月、著名な活動家であったトランス女性ディアナ・サカヤンが殺害された。犯人(25歳男)は強い殺意をもって彼女をナイフで13回も刺して殺害し、逮捕・起訴された。犯人に判決を言い渡す際、裁判官は「この殺人はトランスジェンダーに対するヘイトクライムである」と断言して、被告に終身刑が科された。LGBTコミュニティはこの判決を歓迎し、社会においてもトランスジェンダーを標的にした殺害「トラベスティサイド」(スペイン語では travesticidio)²⁵が知られるきっかけとなった。

このように、トランスジェンダーはヘイトクライムの対象となっているだけ

24 117件のうち13件がヘイトクライム(犯罪)、104件が犯罪以外の暴力であり、被害者の26%がゲイ、9%がレズビアン、3%がトランス男性であった [Télam 2020]。

でなく、社会から排除され、様々な権利をはく奪されている。彼／彼女たちの多くが医療や社会保障などの公的制度へのアクセスが困難であることに加えて、家族や親せきと絶縁状態になっていることも珍しくない（家庭から追い出されたり、家族に自分のセクシュアリティを明かすことができず自ら家を離れてしまう等）。つまり、トランスジェンダーは生きていく上で必要なサポートを受けることができず、社会で孤立してしまう傾向が強いといえる。このような状態は「社会的トラベスティサイド」と呼ばれ、トランスジェンダーの生活の質や寿命に深刻な影響を与えている。例えば、トランスジェンダーの多くは適切な教育を受けておらず（学校でのいじめや無理解によりドロップアウトしてしまう）、安定した職に就くこともままならない。トランスジェンダーの91%が正規労働についておらず、売春によって生計を立てる者が多いことから理解できる。また、彼女たちは保健、住居、福祉などの基本的権利も十分に保障されず、その平均寿命は36歳から40歳といわれている²⁶。

2005年に設立されたFederación Argentina LGBT (FALGBT、アルゼンチンLGBT連盟)はトランスジェンダーの人権を訴え、「トランスジェンダー包摂法」の制定を求めている。また雇用の平等化に関しては、2020年9月に公職の1%をトランスジェンダーやトランスベスタイトに割り当てるクォータ制が大統領令によって定められたが、トランスジェンダーが他の人々（マジョリティー）と対等な市民としてアルゼンチン社会に包摂され、様々な権利を享受できる日はまだ遠い。

3. 考察

ここまで、性的マイノリティの権利要求における変遷をプライドパレードの各年テーマからみてきたが、次の3段階に分けることができる。まず第1段階は「可視化」(1992-94年)である。それまで世間から隠れるようにして生きてきた性的マイノリティが、プライドパレードに参加して自分たちの存在を示すことによって、彼／彼女らが日常的に経験している差別や暴力、不平等とい

25 厳密には、トランスベスタイト（異性装）を標的にした殺人を指すが、トランスジェンダーやトランスセクシュアルに対しても使用される。また「トランス・フェミサイド（性別を理由に女性を標的にした男性による殺人）」も同様の意味で使われている。

26 トランスジェンダーの生活が過酷なことに加えて、高い自殺率が平均寿命を縮めているといわれる。ちなみにアルゼンチン人の平均寿命は76歳である。

った事実が顕在化され、その後の権利要求へとつながっていった。

第2段階は「法整備による権利保障の進展」(1995-2012年)であり、この期間に性的指向にもとづく差別禁止法(プエノスアイレス市)とジェンダー・アイデンティティ法が成立し、同性婚が合法化され、全国で警察法規が廃止された。同性婚が合法化された2010年から今日まで、アルゼンチンでは2万組以上の同性カップルが結婚している。この事実からも法整備がマイノリティの権利を保障する上で非常に重要であることが理解できよう。

そして現在は第3段階に入っており、「人々の意識・価値観の変容」(2013年-現在)が求められている。同性婚やジェンダー・アイデンティティ法などの法整備は進んだものの、人々の意識は依然として変わっておらずLGBTに対するヘイトクライムも深刻である。特にアルゼンチンのトランスジェンダーの平均寿命は40歳(もしくはそれ以下)と、内戦や貧困に苦しむアフリカ諸国の平均寿命(50-60歳)にも届かないという有様で、トランスジェンダーの置かれている環境がいかに過酷であるかがわかる。昨今、トランスジェンダーのタレントや俳優がメディアで活躍する姿を見かけるが、それはほんの少数で、大半は基本的権利すら守られていないのが現状である。

すべての人に人権が保障される社会の実現を求めて、次々と権利を獲得してきたアルゼンチンのLGBTであるが、今後は法整備だけでなく、人々の意識の変容という難しい課題にも取り組んでいかなければならない。そのためにはヘイトクライムの罰則強化や包括的統合教育の拡充が求められている。具体的には、国の差別禁止法に性的指向・ジェンダー・アイデンティティにもとづく差別の禁止を明記し、差別や暴力に対する罰則を強化すべきであろう。性的マイノリティを守る法律がないということは、国家が制度的に差別を認めているというメッセージであり、ヘイトクライムを厳罰化しない限り、「罰せられない=許されている→だからヘイトクライムをする」という構図がアルゼンチン社会から消えることはない。

また若い頃から、社会や自分自身に埋め込まれているジェンダー・バイアスや伝統的価値観に気づき、それが他者(性的マイノリティや女性など抑圧された人々)を傷つけていないかを学ぶ必要がある。包括的統合教育はそれを可能とするものであるが、「国の好き勝手に自分の子を教育してほしくない。子どもの教育は親の責任・権利である」と考える保護者もいまだ少なくない。包括的統合教育をめぐっては、教育は誰のモノかという根本的な議論もさらに深められる必要があるろう。

おわりに

本稿ではアルゼンチンにおけるLGBTの権利運動をみてきたが、性的マイノリティの人権というのはそもそも、我々が一般に考えている人権とは異なる何か特殊なものなのだろうか。そうではない。LGBTが求めている権利とは、世界人権宣言で謳われている権利——生存権、自由権、生命・身体の安全、一切の差別から守られる権利、表現の自由、私生活の保護等——にほかならず、すべての人が生まれながらにしてつ当然の権利である。ヒラリー・クリントン国務長官が2011年12月6日に国際人権週間の演説で宣言したとおり「ゲイの権利とは人権のことであり、人権とはゲイの権利のこと」なのである [マルテル 2016 : 339]。

本稿で扱ったアルゼンチンのケースは、法整備による権利保障が最終ゴールではなく、その先に取り組むべき課題があることを示しており、LGBTの権利保障に取り組む国々にとって学ぶところが多いのではないだろうか。最近になって日本でもプライドパレード（現在の呼称は「東京レインボープライド」）が周知されてきたが、その中で具体的要求が掲げられることはなく祝祭的な色合いが強い。2021年東京レインボープライド（オンライン開催済み）のサイトでも“Enjoy Diversity”や“Celebrate Yourself”といった漠然としたものがいくつも英語で並んでいるだけである²⁷。強い祝祭性と弱い権利要求という特徴をもつ日本のプライドパレードはアルゼンチンとはまさに対極に位置しているといえよう。これからも引き続きアルゼンチンのLGBT権利運動を注視しながら、両者の比較研究も今後の課題としたい。

※本稿は科学研究費助成事業による研究成果の一部である（課題番号 19H04371, 19K00091）。

27 筆者は2019年4月29日代々木公園で開催された東京レインボープライドにて参与観察を行った。東京レインボープライドについては次のURLを参照されたい。https://tokyorainbowpride.com/ 2021年7月13日閲覧

参考文献

- 畑恵子2021「セクシュアリティの多様性をめぐるラテンアメリカ社会の変容」畑恵子・浦部浩之編『ラテンアメリカ地球規模課題の実践』新評論、103-123
- 林みどり2006「模倣の文化政治－ラプラタ地域における〈他者〉の領域をめぐる文化的抗争の分析」『明治大学人文科学研究紀要』59、117-124
- 松下洋2004「低下しつつある労働運動の政治力」松下洋・乗浩子編『ラテンアメリカ政治と社会』新評論、169-187
- 松下マルタ2002「ブエノスアイレス－南米のバリからラテンアメリカ型首都へ」国本伊代・乗浩子編『ラテンアメリカ都市と社会』新評論、173-200
- マルテル、フレデリック2016『現地レポート世界LGBT事情－変わりつつある人権と文化の地政学』林はる芽訳、岩波書店
- 渡部奈々2017『アルゼンチンカトリック教会の変容－国家宗教から公共宗教へ』成文堂
- Bazán, Osvaldo. 2016. *Historia de la Homosexualidad en la Argentina: de la Conquista de América al siglo XXI*: Buenos Aires, Editorial Marea.
- Bellucci, Mabel. 2010. "El orgullo continúa." *Página12*. 5 de noviembre. <https://www.pagina12.com.ar/diario/suplementos/soy/1-1702-2010-11-05.html>
- Brown, Stephen. 2010. "Con Discriminación y Represión No Hay Democracia": The Lesbian and Gay Movement in Argentina. In *The Politics of Sexuality in Latin America: A Reader on Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender Rights*. Edited by J. Corrales and M. Pecheny: Pittsburgh. University of Pittsburgh Press. 86-101.
- Burdick, Michael A. 1995. *For God and the Fatherland: Religion and Politics in Argentina*. NY. The State University of New York Press.
- Diez, Jordi. 2015. *The Politics of Gay Marriage in Latin America: Argentina, Chile, and Mexico*. NY. Cambridge University Press.
- Encarnación, Omar G. 2016. *Out in the Periphery: Latin America's Gay Rights Revolution*. NY. Oxford University Press.
- Jáuregui, Carlos. 1987. *La homosexualidad en la Argentina*. Buenos Aires. Terso.
- Pecheny, Mario. 2011. "Sexual Orientation, AIDS, and Human Rights in Argentina: The Paradox of Social Advance amid Health Crisis." In *Struggles for Social Rights in Latin America*. Edited by S. Eckstein and T. Wickham-Crowley: London. Routledge. 253-272.
- Ricalde, Héctor Eleodoro. 2019. *Educación Sexual Integral Un enfoque interdisciplinario: Medicina, psicología, ciencias sociales, derecho*. Buenos Aires. Ediciones del Aula Taller.
- Télam digital. "Se registraron 13 crímenes de odio y 104 ataques contra la comunidad LGBTIQ + ." 8 de abril, 2021. <https://www.telam.com.ar/notas/202104/550076-crimenes-de-odio-lgbtiq-ataques.html>
- Verdile, Laura. 2017. "La historia detrás de la Marcha del Orgullo LGBTIQ." *La Primera Piedra*. 14 de noviembre. <https://www.laprimera piedra.com.ar/2017/11/la-historia-detras-de-la-marcha-del-orgullo-lgbtiq/>